

『 令和5年度 尼崎市信用保証料補助金 Q&A 』

1 補助対象者について 1

- 1-1 補助対象者とは、どのようなものですか？ 1
- 1-2 主たる事業所とは、どのようなものですか？ 1
- 1-3 法人で、登記上の本店は尼崎市外にある場合、対象となりますか？ 1
- 1-4 法人で、親会社と子会社がある場合、それぞれ申請はできますか？ 1
- 1-5 個人事業主で、住民票上の住所が尼崎市外の場合、対象となりますか？ 1
- 1-6 個人事業主で、複数の店舗を経営しているが、店舗それぞれの申請はできますか？ 1
- 1-7 代表者が同一である複数の事業者ごとに申請はできますか？ 1
- 1-8 どの業種でも申請はできますか？ 2
- 1-9 法人税法別表第1に規定する公共法人とはどのようなものが該当しますか？ 2
- 1-10 NPO 団体は申請可能ですか？ 2
- 1-11 市税を分納中の場合は、申請できないのでしょうか？ 2
- 1-12 昨年度（令和4年度）に市から信用保証料の補助を受けたが、今回も申請可能か？ 2

2 補助対象にかかる要件について 3

- 2-1 補助対象融資制度とはどのようなものですか？ 3
- 2-2 補助金額はどのように計算すればよいのですか？ 3
- 2-3 尼崎市以外にも補助を受けている場合、市への補助申請額はどうすればよいのですか？ 3
- 2-4 国による補助の有無については、どのように確認すればよいのですか？ 3
- 2-5 補助対象期間とはどのようなものですか？ 4
- 2-6 令和5年3月に保証承諾を得た融資は補助対象になりますか？ 4
- 2-7 令和6年2月に融資申込をしても補助金申請は間に合いますか？ 4
- 2-8 複数の融資を借り入れた場合、すべて補助対象となりますか？ 4
- 2-9 今回の市補助金にかかる補助対象融資の繰り上げ返済を検討しています。どのような手続きが必要ですか？ 4
- 2-10 昨年度（令和4年度）尼崎市コロナ対策信用保証料補助金を受け、その後、対象融資の繰り上げ返済をしました（または予定しています）。どのような手続きが必要ですか？ 5
- 2-11 申請期間及び補助対象期間を延長する理由は？ 5

3 補助金の申請関係について 6

- 3-1 交付申請について 6
- 3-2 補助金の申請期間、受付窓口の開設期間はいつからいつまでですか？ 6
- 3-3 補助金の申請書類は、どうやって入手したらよいですか？ 6
- 3-4 申請書等は、どのように提出したらよいですか？ 6
- 3-5 申請書類など関係する書類はいつまで保存すべきですか？ 7

3-6 郵送の場合の締切日は、どのように判断したらよいですか？	7
3-7 申請書類への記入は、パソコンでの入力でもよいですか？	7
3-8 提出書類に「押印」は必要ですか？	7
3-9 申請後、どのぐらいで補助金が振り込まれますか？	7
3-10 交付を受けた補助金は、確定申告が必要ですか？	7
3-11 振込口座は代理人の口座でもよいですか？	7
3-12 ネットバンクのため、通帳がない場合はどうすればよいですか？	7
3-13 当座預金口座のため、通帳がない場合はどうすればよいですか？	8
3-14 追加で融資を受けたので、再度補助金を申請したいのですが？	8
3-15 市税に滞納がないことについて、どのように証明すればよいですか？	8
3-16 補助金を受けた後に、調査や資料の提供が必要になりますか？	8
3-17 補助金の返還について	8
3-18 セーフティネット4号の指定期間終了後も補助金の申請は可能か。	8
3-19 借換を目的とする融資について、申請は可能か。	8
3-20 借換保証を利用する際に生じる返戻保証料が存在する場合、申請は可能か。	8
3-21 申請書の「融資期間」の日付は何を記入するのか。	9
3-22 法人の代表者と個人事業主を兼任しているが、それぞれで申請可能か。	9
3-23 金銭消費貸借契約書に押印のない場合は。	9
3-24 信用保証料の一般枠及び特別枠を利用して補助対象融資を借り入れた。一般枠と特別枠のそれぞれで金銭消費貸借契約書及び信用保証料の決定のお知らせが作成されたが、両枠に係る信用保証料について補助金の申請は可能か。	9
3-25 信用保証決定通知（お客様用）に記載されている融資制度名と、本補助金申請書の融資制度名1～5の表記が異なるため、申請書のどの番号を選べばよいか。	9

1 補助対象者について

1-1 補助対象者とは、どのようなものですか？

尼崎市内に主たる事業所を置く令和5年度兵庫県中小企業融資制度の対象者で、以下を満たす方を指します。

- ・ 法人にあっては、尼崎市内に本店登記のあること
- ・ 個人事業主にあっては、尼崎市内に住民登録のあること
- ・ 法人、個人事業主のいずれも、申請時点において納付すべき「市税」に滞納がないこと
(所得税等の「国税」の納付状況は、要件外となります。)

1-2 主たる事業所とは、どのようなものですか？

① 法人の場合

本社機能のある事業所または主要な事業所（営業拠点や生産拠点として位置づけられる）をいいます。なお、本社機能とは、「法人の経営意思決定部門、総務・経理・人事等の各種業務統括部門が存在する事業所」を指します。

② 個人事業主の場合

自身が代表として営む主要事業所（店舗、工場、事務所等）をいいます。

1-3 法人で、登記上の本店は尼崎市外にある場合、対象となりますか？

尼崎市内に本店登記のあることが補助条件であるため、対象外です。

1-4 法人で、親会社と子会社がある場合、それぞれ申請はできますか？

親会社と子会社を別々に登記している場合は、法的に別人格となるため、それぞれで申請可能です。ただし、法人ごとに融資を受けることが可能かどうかについては、借入先金融機関の判断に依りますのでご留意ください。なお、子会社としての登記が無い場合は申請できません。

1-5 個人事業主で、住民票上の住所が尼崎市外の場合、対象となりますか？

尼崎市内に住民登録のあることが補助条件であるため、対象外です。

1-6 個人事業主で、複数の店舗を経営しているが、店舗それぞれの申請はできますか？

申請は、1事業者につき一度限りのため、店舗ごとの個別申請はできません。

1-7 代表者が同一である複数の事業者ごとに申請はできますか？

代表者が同一の場合であっても、各事業者（各会社）がそれぞれ登記されており、法的に別人格として認められる場合は、事業者（会社）ごとに申請可能です。

1-8 どの業種でも申請はできますか？

補助対象融資を借り入れる場合、業種は問いません。

ただし、**下記に該当する事業者は、対象外となります。**

- ① 法人税法別表第1に規定する公共法人
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者（ただし、兵庫県信用保証協会が保証対象業種としているものは除く）
- ③ 宗教・政治団体等
- ④ 暴力団、暴力団員。また当該事業者と密接な関係を有する事業者
- ⑤ 市税を滞納している者

1-9 法人税法別表第1に規定する公共法人とはどのようなものが該当しますか？

以下の法人が該当します。

沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、港務局、国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、水害予防組合、水害予防組合連合、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方住宅供給公社、地方税共同機構、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本下水道事業団、日本司法支援センター、日本中央競馬会、日本年金機構、日本放送協会

1-10 NPO 団体は申請可能ですか？

補助対象融資（令和5年度兵庫県中小企業融資制度）の利用が可能な場合は、申請可能です。

1-11 市税を分納中の場合は、申請できないのでしょうか？

分納計画における**納期到来分を納付されている場合は、申請可能です。**

1-12 昨年度（令和4年度）に市から信用保証料の補助を受けたが、今回も申請可能か？

前回「令和4年度尼崎市コロナ対策信用保証料補助金（以下、令和4年度市補助金という。）」の交付を受けた（又は申請した）方でも、今回の「令和5年度尼崎市信用保証料補助金（以下、令和5年度市補助金という。）」は**申請可能です。**

※ なお、令和4年度市補助金の交付を受けた方で、この補助金にかかる**補助対象融資の繰り上げ返済等に伴う信用保証協会からの保証料の還付を受けた場合**（今後、弁済期限までに還付を受けた場合も同様）は、後述**2-10**に記載の手続きが必要です。

※ また、今回の令和5年度市補助金においても**同様**ですので、こちらは後述**2-9**に記載の手続きが必要です。

2 補助対象にかかる要件について

2-1 補助対象融資制度とはどのようなものですか？

令和5年度兵庫県中小企業融資制度のうち、本市が指定する以下の融資制度を指します。

- ① 伴走型経営支援特別貸付
- ② 新型コロナウイルス対策貸付
- ③ 借換等貸付（新型コロナウイルス対策）
- ④ 経営活性化資金（新型コロナウイルス対策）
- ⑤ 経営円滑化貸付（売上減少・原油価格高騰・原材料価格高騰）

上記融資の借入申込を行い、**令和5年4月1日（土）以降に保証承諾を受け 且つ 令和6年2月25日（日）までに融資実行を受けられた方**に対し、事業者の皆さまが支払う信用保証料（実質負担額）の一部を補助します。

※ 令和5年度兵庫県中小企業融資制度のうち「企業再生貸付（コロナ対応）」は、補助対象外です。

※ 金融機関独自融資（プロパー融資）は、補助対象外です。

2-2 補助金額はどのように計算すればよいのですか？

支払った信用保証料（実質負担額）に、2/3 を乗じた額が補助金額となります。

（**上限額50万円**、計算して生じた**千円未満の金額は、切捨て**となります。）

例1）保証料総額80万円の場合（国補助が無い場合）

… （実質負担額）80万円 × 2/3 = 53万3,333円
上限額で、補助額は50万円

例2）保証料総額35万円の場合（国補助が無い場合）

… （実質負担額）35万円 × 2/3 = 23万3,333円
千円未満切捨てで、補助額は23万3千円

2-3 尼崎市以外にも補助を受けている場合、市への補助申請額はどうすればよいのですか？

現時点では「伴走型経営支援特別貸付」については、国による信用保証料補助があります。国の補助対象融資については、予め補助額を差し引いた保証料が請求されることとなります。

この場合の本市補助額については、**国補助を差し引いたうえで、ご自身が実際に支払った額（実質負担額）に対し2/3 を乗じた額が補助金額**となります。

申請する補助金額については、信用保証決定通知（お客様控え）に記載される「返戻保証料額（B）」を除く「保証料総額（A）」にかかる「実質負担額」を基に算定してください。

2-4 国による補助の有無については、どのように確認すればよいのですか？

信用保証協会からの保証が得られた場合、「**信用保証決定通知（お客様用）**」が金融機関を通じて手交されます。この通知に保証料額の記載があり、**国補助がある場合は、補助額とお客様負担額が分け**

て記載されていますので、そちらで確認が可能です。

2-5 補助対象期間とはどのようなものですか？

本補助金の補助対象期間は、令和5年4月1日（土）～令和6年2月25日（日）です。

- ・ 始期：令和5年4月1日（土）以降に保証承諾を得た融資であること
- ・ 終期：令和6年2月25日（日）までに融資実行を受けていること

2-6 令和5年3月に保証承諾を得た融資は補助対象になりますか？

補助対象となる融資は、令和5年4月1日以降に保証承諾を得たものとなりますので、**対象外**です。

2-7 令和6年2月に融資申込をしても補助金申請は間に合いますか？

融資申込後、金融機関及び兵庫県信用保証協会における保証審査業務は相応の時間を要します。
保証申込みから保証承諾まで、場合によっては1ヵ月またはそれ以上の期間を要することがございます。また、申請要件として、2月25日までの日付で融資実行の契約が必要ですので、**可能な限り期間に余裕をもって各種お申込み、申請のお手続きをされますことをお勧めします。**

申請締切日：令和6年2月29日（木）必着（方法：追跡が可能な郵送 又は 持参）

2-8 複数の融資を借り入れた場合、すべて補助対象となりますか？

より多くの事業者様にご利用いただくために、1事業者につき1融資且つ1回限りの申請を条件とさせていただきます。

複数融資を借り入れる場合は、いずれか1つの融資のみが補助対象となります。

2-9 今回の市補助金にかかる補助対象融資の繰り上げ返済を検討しています。どのような手続きが必要ですか？

市補助金を受領後、繰り上げ返済等により信用保証料の還付を受けた場合は、本補助金交付要綱第12条の規程に基づき、還付額のうち、本市が補助した割合に応じた額を返戻していただく必要があります。（繰り上げ返済の予定がある場合もお知らせください）

【対応方法（令和5年度市補助金の場合）】

- ① 尼崎市地域産業課（06-6430-9750）まで、必ずその旨をご連絡ください。
- ② 「尼崎市信用保証料補助金 返還申請書（第4号様式）」及び「信用保証料還付額が確認できる書類」をご用意ください。（提出先は、ご連絡時にお伝えします。）

なお、ご連絡なき場合でも、本市が繰り上げ返済の事実を確認した次第、補助金の返還を求めますので、ご了承ください。

2-10 昨年度（令和4年度）尼崎市コロナ対策信用保証料補助金を受け、その後、対象融資の繰り上げ返済をしました（または予定しています）。どのような手続きが必要ですか？

令和4年度市補助金の交付を受けた方で、この交付にかかる補助対象融資について、繰り上げ返済等に伴う信用保証協会からの保証料の還付を受けた場合は、尼崎市コロナ対策信用保証料補助金交付要綱第11条の規程に基づき、還付額のうち、本市が補助した割合に応じた額を返戻していただく必要があります。（繰り上げ返済の予定がある場合もお知らせください）

【対応方法（令和4年度市補助金の場合）】

- ① 尼崎市地域産業課（06-6430-9750）まで、必ずその旨をご連絡ください。
- ② 「尼崎市コロナ対策信用保証料補助金 返還申請書（第4号様式）」及び「信用保証料還付額が確認できる書類」をご用意ください。（提出先は、ご連絡時にお伝えします。）

なお、ご連絡なき場合でも、本市が繰り上げ返済の事実を確認した次第、補助金の返還を求めますので、ご了承ください。

2-11 申請期間及び補助対象期間を延長する理由は？

市内の幅広い事業所様にご利用いただくために、申請期間及び補助対象期間を延長いたしました。本補助金につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応関連の交付金を活用する事業であることから、本年度につきましては、これ以上の延長は致しかねますので、ご利用されたい方は、必ず、期間内に事務局へのご申請をお願いします。

申請締切日：令和6年2月29日（木）必着（方法：追跡が可能な郵送 又は 持参）

補助対象期間：令和5年4月1日（土）～令和6年2月25日（日）

- ・ 始期：令和5年4月1日（土）以降に保証承諾を得た融資であること
- ・ 終期：令和6年2月25日（日）までに融資実行を受けていること

事務局：（公財）尼崎地域産業活性化機構（信用保証料補助金 係）

所在地：〒660-0881 尼崎市昭和通2丁目6-68 中小企業センター4F

TEL：06-6488-9565

※ 申請締切日以降の申請は受け付けません。あらかじめご了承ください。

※ 補助対象期間は令和6年2月25日までです。

※ 市役所に送付、持参された場合、正式な受付になりません。必ず事務局へ送付、ご持参ください。

3 補助金の申請関係について

3-1 交付申請について

本補助金は、国の新型コロナウイルス感染症対応関連の交付金を活用する事業です。

このため、ご申請にあたって、本補助金の交付による事業効果について電話での聞き取りや追跡調査（アンケートなど）をお願いさせていただく場合があります。

また、後年度に実施される、国の会計検査院による補助金検査の対象となる可能性があり、検査対象とされた場合は、補助金交付を受けた事業者側についても、実地検査等を受けることがありますので、ご注意ください。

つきましては、補助金交付要綱のご確認とあわせて、制度内容の趣旨をお汲み取りいただき、ご理解いただいた上で、申請願います。

3-2 補助金の申請期間、受付窓口の開設期間はいつからいつまでですか？

申請期間は、令和5年8月1日（火）から令和6年2月29日（木）必着 までとなります。

事務局詳細は以下のとおりです。

提出先 : (公財) 尼崎地域産業活性化機構 (信用保証料補助金 係)

所在地 : 〒660-0881 尼崎市昭和通2丁目6-68 中小企業センター4F

開設時間 : 祝祭日を除く月～金曜日 午前9時～午後5時
(12月29日(金)～1月3日(水)は開設しません)

電話番号 : 06-6488-9565

※ 申請期間以降も、引き続きやり取りが発生しますので、令和6年3月29日（金）までは事務局から連絡が入る場合がございます。

※ **直接市役所に送付、又は持参された場合、正式な受付にはなりません。必ず事務局へ送付、又は持参をお願いします。**

3-3 補助金の申請書類は、どうやって入手したらよいですか？

尼崎市ホームページ（本補助金のページ）からダウンロードが可能です。なお、本市・事務局側から申請書類の郵送は行いませんのでご了承ください。

3-4 申請書等は、どのように提出したらよいですか？

原則、3-2に記載の所在地宛てに、**配達確認が可能な方法で郵送（「レターパックライト」又は「簡易書留」等）**又は**持参でのみ**受付いたします。

なお、普通郵便等、配達確認ができない方法で提出された場合、受付はできかねますので予めご承知おきください。

※ セーフティネット保証制度の認定にかかる申請時と同様に、持参に限り、金融機関による代理提出を受け付けます。ただし、金融機関担当者の名刺の同時提出が必須です（事務局職員に必ず手渡ししていただきますようお願いいたします。）。

※ **添付書類は、写しを提出し、原本はお手元にて保存いただきますようお願いいたします。**

3-5 申請書類など関係する書類はいつまで保存すべきですか？

3-1 に記載のとおり、補助金の交付による事業効果について追跡調査が必要であるため、**弁済期限（繰り上げ返済の場合は繰り上げ後の期限）の日が属する会計年度の終了後5年間**は、お手元に保存していただきますようお願いいたします。

例) 弁済期限が令和 15 年 3 月 30 日の場合、令和 20 年 3 月 31 日まで保管が必要

3-6 郵送の場合の締切日は、どのように判断したらよいですか？

令和6年2月29日（木）必着となります。郵便種別・対応局・地域によっては、配達まで数日要する場合がありますので、可能な限りお早めにご提出ください。

また、郵便ポストへの投函の場合は、遅い時間などは当日の集荷が終了しており、翌日集荷となり、配発までにさらに時間を要する場合がありますので十分にご注意ください。

3-7 申請書類への記入は、パソコンでの入力でもよいですか？

パソコンで入力可能な書類は入力していただいて構いません。

3-8 提出書類に「押印」は必要ですか？

押印は不要です。

3-9 申請後、どのぐらいで補助金が振り込まれますか？

補助金の申請から交付までは、**4～6週間程度**を目安としてください。チラシ裏面「申請から補助金交付までの流れ」をご確認ください（あくまでも目安です）。

なお、申請件数が多数に及ぶ場合は、相当の時間を要することがあります。

3-10 交付を受けた補助金は、確定申告が必要ですか？

本補助金は、消費税の課税対象にはなりません、法人税 又は 所得税の課税対象となりますので、令和5年度中の収益として計上することが必要です。

※ 詳しくは、**税理士や、最寄りの税務署等**にお問い合わせください。

3-11 振込口座は代理人の口座でもよいですか？

代理人の口座は**不可**です。

- 法人にあっては、法人名義の振込先口座（法人名義の振込先口座が存在しない場合には、法人の代表者名義の口座）に限ります。
- 個人事業主にあっては、申請人本人の口座に限り

3-12 ネットバンクのため、通帳がない場合はどうすればよいですか？

金融機関名、支店名、口座カナ名義、口座種別、口座番号が確認できるもの（画面のスクリーンショット画像など）を印刷して提出してください。

3-13 当座預金口座のため、通帳がない場合はどうすればよいですか？

金融機関名、支店名、口座カナ名義、口座種別、口座番号が確認できるもので、金融機関が発行する、当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳などの写しを提出してください。

3-14 追加で融資を受けたので、再度補助金を申請したいのですが？

一事業者につき当該補助金を受けることができるのは一度限りのため、追加申請は不可です。

3-15 市税に滞納がないことについて、どのように証明すればよいですか？

市税の納税状況については、本市の税務部門を通じて確認を行いますので、皆さまにお手続きいただくことはございません。なお、本市が申請者の納税状況を確認することについては、宣誓・同意書の内容を予めご承知いただき、ご署名の上、ご申請ください。

※ 納税調査の結果、入金確認が取れない税金が発覚した場合、補助金がお支払いできない場合がございます。あらかじめ、申請日において、市税に滞納がないかをご確認の上、ご申請ください。

よくある税金：市民税（普通徴収、特別徴収）、固定資産税、償却資産税、法人市民税 等

3-16 補助金を受けた後に、調査や資料の提供が必要になりますか？

[3-5]に記載のとおり、今後、国の会計検査の対象として、調査及び関係書類の提出を求められることがありますので、その際にご協力をお願いすることがあります。

※ 弁済期限日が属する会計年度の終了後5年間は、書類の保管が必要です。

3-17 補助金の返還について

本補助金を不正に受領するなど、申請前後及び補助金の交付後に不適切と判断された場合は、補助金の返還を求めることとなります。また特に悪質と認められる場合は、警察等に情報提供を行うなど、然るべき措置をとることもあります。予めご留意ください。

3-18 セーフティネット4号の指定期間終了後も補助金の申請は可能か。

令和5年度兵庫県中小企業融資制度のうち、セーフティネット保証「4号」の認定取得を要件とする制度については、その指定期間終了とともに保証申込の新規受付が終了となる予定です（兵庫県のホームページ等を参照願います）。

なお、本市補助金の申請時期がセーフティネット保証「4号」指定期間終了後であっても、既に保証承諾済み及び融資実行済みの補助対象融資分であれば、補助金の申請は可能です。

3-19 借換を目的とする融資について、申請は可能か。

申請は可能です。ただし、1申請者につき、申請は一度限りとなりますので、ご留意ください。

3-20 借換保証を利用する際に生じる返戻保証料が存在する場合、申請は可能か。

申請は可能です。

この場合において申請する補助金額については、信用保証決定通知（お客様控え）に記載される「返

戻保証料額 (B)」を除く「保証料総額 (A)」にかかる「実質負担額」を基に算定してください。

3-21 申請書の「融資期間」の日付は何を記入するのか。

「金銭消費貸借契約証書（金融機関用）の写し」に記載される、「契約日（又は借入日）」を開始日として、同じく記載される「弁済期限」を終了日として記載してください。

3-22 法人の代表者と個人事業主を兼任しているが、それぞれで申請可能か。

法人と個人事業主は別人格であるため、申請可能です。（1-1）、1-7の記載を参照のこと）

3-23 金銭消費貸借契約書に押印のない場合は。

お客様控ではなく、**押印のある金融機関用（又は金庫用）の写しが必要です。**

例）りそな銀行のお客様控の場合、押印・契約日の記載がないため、金融機関用の写しが必要。

3-24 信用保証料の一般枠及び特別枠を利用して補助対象融資を借り入れた。一般枠と特別枠のそれぞれで金銭消費貸借契約書及び信用保証料の決定のお知らせが作成されたが、両枠に係る信用保証料について補助金の申請は可能か。

本補助金は、一事業者につき1融資且つ1度限りの申請が要件となりますので、**いずれか一方のみ申請が可能**です（一般枠と特別枠の両方は申請不可）。

3-25 信用保証決定通知（お客様用）に記載されている融資制度名と、本補助金申請書の融資制度名1～5の表記が異なるため、申請書のどの番号を選べばよいか。

ご不明の際は、下記の本補助金の事務局にお問い合わせください。

【補助金事務局】

（公財）尼崎地域産業活性化機構（信用保証料補助金 係）

【留意点】

- ・補助対象となる融資は、「令和5年度兵庫県中小企業融資制度」であることが前提です
- ・兵庫県信用保証協会 及び 兵庫県地域経済課 は、補助金に係る問い合わせ等は対応できません

令和5年6月30日 策定

令和5年7月1日 2-5、3-5、3-16改訂

令和5年7月27日 3-2、3-25改訂

令和5年12月12日 2-1、2-5、2-7、2-11、3-2、3-4、3-6、3-15、3-25改訂